- 開催日時 令和3年2月25日(木) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場2階会議室
- 出席委員(農業委員12人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原	勝吉
代理	2番	鈴	一麿
委員	3番	徳永	哲朗
IJ	4番	毛下	利美
IJ	5番	鳥越	秀一
IJ	6番	元丸	敏朗
IJ	7番	寺田	郁哉
IJ	8番	貫見	和洋
IJ	9番	内薗	雄治
IJ	11番	本釜	好子
IJ	12番	宿利原	原 進
IJ	13番	安水	純一

農地利用最適化推進委員

 "
 内菌 政文

 "
 山中 徹

 "
 水流 佳文

 "
 竹原 政洋

 "
 畠中 正秋

 "
 折小野 道男

 "
 横原 利己

 "
 弓指 義洋

- 欠席委員 鍋委員・坂元委員
- ○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子

○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議 事
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会務報告について
 - 第3 附議事項

議案第43号 農地法第5条許可申請について

議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計 画(所有権移転)の錦江町町に対する要請について

議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計 画(利用権設定)の錦江町町に対する要請について

○事務局長	一同礼。ただいまから令和3年2月の定例会を開催したいと思います。
	まず初めに憲章朗読を貫見委員、よろしくお願いいたします。
○貫見委員	憲章朗読
○事務局長	はい、ありがとうございました。では会長の挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さん、こんにちは。雨が降るという予想で何かと忙しい時期でございます
	が、仕事の忙しい時期にご苦労さまでございます。それでは、ただいまより、
	令和3年2月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。坂元委員と鍋委員が
	欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立して
	いることをお知らせします。それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第
	2項の規定により、本日の会議録署名委員に、2番、水流委員と3番徳永委員
	を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。次に「会務報告について」
	を議題とします。事務局から説明と報告をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは、1ページをごらんいただきたいと思います。まず 15 日です
	けれども農地中間管理事業推進担当者会議がございまして、私が出席しており
	ます。同日ですけれども、県農業委員会女性委員の会研修会ということで、本
	町もお2人の方に出席していただいておるところです。続いて16日ですけれ
	ども県農業委員会事務局長会議がございまして、私が出席しております。そし
	て 25 日、本日ですが農業委員会 2 月の定例総会となっております。会務報告
	は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質問等ありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第
	43 号、農地法第5条許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いいたし
	ます。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○事務局長	はいそれではまず3ページをごらんいただきたいと思います。申請人は○○
	さん、そして○○さんでございます。両名とも鳥浜自治会の方でございます。
	申請に係る土地が神川字大間瀬〇〇、地目は田でございます。地積が 694 m ² 、
	転用目的が農家住宅、それから農業用資材の置き場となっております。理由と
	いたしましては、現在の住居が老朽化したため実家に近い申請地に住居を建築
	したいということでございます。めくって4ページ、をご覧いただきたいと思
	いますこれが、ちょっとわかり難いかもしれませんが、場所を示す地図でござ
	います。鳥浜でございます。そして5ページ、6ページ、7ページまで図面が
	付けてございますが、まず5ページをごらんいただきたいと思います。申請地
	と書いてありますが○○ですね、その横に○○とございます。前々回のこの会
	で議論していただきましたけれども、そもそも一筆でありましたけれども、○
	○を5条により取得すると、そして○○についてはまた後ほどですね、基盤法
	のところで出てまいります。そもそも一筆であったの分筆して違う法律で取得
	するという形になっております。6ページをごらんいただきまして、ここが、
	よりわかりやすい位置図ですね。比較的、肝属郡医師会立病院に近い場所、そ
	して説明しましたように、実家の裏という本人にしては好都合な場所というこ
	とでございます。7ページはそれを写真で示したものと白黒で見にくいかもし
	れませんが、これで確認をしていただければと思います。以上で説明は終わり
	たいと思います。
○会長	ただいま説明がありましたが、内薗委員の報告をお願いいたします。
○内薗委員	この案件は何度も出ております。○○さんは生産牛を主に経営をしておりま
	す。これからの錦江町の大切な担い手でもあり、転用には何ら問題ないと思い
	ます。審議のほどよろしくお願いします。
○会長	事務局の説明並びに担当の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第43号、農地法第5
	条許可申請については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして議案第43号「農地法第5条許可申請
	について」は、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第44
	号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画
	(所有権移転) の錦江町に対する要請について」を審議しますので事務局の説
	明をお願いいたします。
 ○事務局長	はい。それでは資料は9ページをごらんいただきたいと思います。譲渡人は
○事物川ズ	○○さん、鳥浜自治会の方でございます。申請に係る土地の字大間瀬○○の地
	目が田、地積が 327 ㎡となっております。譲受人は○○さん、鳥浜自治会の方でございます。経営規模についてはごらんいただきたいと思います。先ほども

	申し上げましたけれども、次の10ページに、場所を示す地図がつけてござい
	ますので確認をお願いいたします。説明は以上です。
 ○会長	ただいま事務局の説明がありましたが、内薗委員の報告をお願いいたしま
	す。
○内薗委員	ただいま説明があったとおり、基盤法での農地取得になります。先ほどと同
	様に○○さんは、錦江町の大切な担い手でもあり、基盤法による農地取得も何
	ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
○会長	事務局の説明並びに担当の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○徳永委員	あくまでも5条で申請があった土地についてのみ、住居と資材置き場に利用
	し、農地は農地としてしっかりと監視していただくということですね
○事務局長	はい、こちらの基盤法の取得についても、農地としてしっかり利用するとい
	うことでございます。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
	質疑なしと認め、採決いたします。お諮りします。議案第44号「農業経営
	基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)
	の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに異議あり
	ませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして議案第44号「農業経営基盤強化促進
	法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画所(有権移転)の錦江町長
	に対する要請について」は原案のとおり許可することに決定しました。次に、
	議案第45号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用
	集積計画(利用権設定)の錦江町に対する要請について」を議題としますが、
	ここでお諮りいたします。資料のとおりこの議案は67筆の審議となっており、
	また農業委員会に関する第第31条の議事参与の制限により、公平な審議を行
	うため、貸し人、借り人の関係者である委員の退席を求めなければならない案
	件もあることから、8回に分けて審議したいと思いますが異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認め、それでは、受付番号 731 番から 735 番について、事務局の
	説明をお願いいたします。

○事務局長	はい、それでは12ページをごらんいただきたいと思います。
	まず、731番でございます。貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方でござい
	ます。申請地につきましてはお目通しを願います。貸し付けに係る期間が令和
	3年2月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金は2
	○○円でございます。借り人は○○さん、宿利原自治会の方でございます。続
	いて 732 番と 733 番でございますが、貸し人は○○さん、茨城県の方でござい
	ます。申請地は2筆ございますのでお目通し願います。貸し付けに関しまして
	は令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料金は2筆で〇〇円
	となっております。借り人は○○さんでございます。続いて 734 番と 735 番で
	すが、貸し人が○○さん、神川上自治会の方でございます。申請地は2筆ござ
	いますのでお目通し願います。貸し付けに関しましては、令和3年2月26日
	から令和7年12月14日までとなっております。小作料金につきましては、全
	部で○○円ということでございます。借り人は○○さんでございます。説明は
	以上です。
○会長	ただいま事務局の説明がありましたが、731番から735番の担当は私でござ
	いますので私のほうで報告いたします。借り人の〇〇さんの畑は今まで、息子
	さんが草を栽培しておりましたが、高収益の関係上、〇〇さんに新規として耕
	作するというようになりました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたしま
	す。なお、○○さんは議員でもあり、畑も全部きれいに整備しており、なんら
	問題はないかと思われます。皆さんの審議をお願いいたします。事務局の説明
	並びに担当の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします、受付番号 731 番から 735
	番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 731 番から 735 番について
	は原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 736 番から 748
	番について審議いたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは 736 番から 743 番までですが、貸し人は○○さん、猪鹿倉自
	治会の方でございます。申請地は8筆ございます。お目通し願いまして、8筆
	合わせて 25,416 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月
	26日から令和7年5月31日までとなっております。小作料金についてもそれ
	ぞれお目通し願いたいと思います。借り人は○○さん、盤山自治会の方でござ
	います。続いて13ページに移っていただきまして、744番から746番ですが、
	貸し人が○○さん、神奈川県の方でございます。申請地は3筆ございますので
	お目通し願います。3 筆合わせて 2,975 m²となっております。貸付に関しまし
	ては令和3年2月26日から令和7年12月14日までとなっており、小作料金
	はそれぞれ○○円と設定されております。借り人は、○○さんでございます。

	続いて 747 番ですが、貸し人が○○さん、六反田自治会の方でございます。申
	請地につきましてはお目通し願いまして、貸付に関しまして令和3年2月26日から今年7年18日14日までいた。てわり、大佐は八〇日になってわり
	日から令和7年12月14日までとなっており、小作料金は○○円となっており
	ます。借り人は〇〇さんでございます。続いて748番、貸し人が〇〇さん、上
	之宇都自治会の方でございます。申請地はお目通し願いまして、貸付が令和3
	年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料金が○○円となっており、
	借り人は○○さんでございます。説明は以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号 736 番から 743 番について、元丸委
	員の報告をお願いいたします。
〇元丸委員	今回、○○さんがお茶栽培をやめられるということで、○○さんが借りられ
	ることになりました。○○さんは認定農業者でもありますし、茶園の管理もし
	っかりされておりますので、何ら問題ないと思っております。よろしくお願い
	します。
○会長	はい、ありがとうございました。続いて受付番号 744 番から 748 番について、
	寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	報告申し上げます。744番から748番までの借り人の○○さんですが、茶を
	中心にネギを含めた複合経営ということで、借りているところもネギを栽培さ
	れるということです。認定農家でありますし、錦江町が定める全ての条件を満
	たしているものと思いますのでよろしくお願いいたします。
○会長	はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告ありま
	したが、質疑はありませんか。
○安水委員	はい、○○さんが借りている終了年月日ですね。5月になっているんですが、
	12月じゃなくて5月までなのでしょうか。何か意味があるのですかね。作物
	に合わせた貸し借りにしたということですか。
○事務局長	はい。そういうことです
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 736 番から 748
	番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 749 番から 767
	番について審議いたしますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは 749 番と 750 番についてまず説明をさせていただきます。貸し
	人が○○さん、鶴園自治会の方でございます。申請地は2筆ございます。2筆
	合わせて 6,365 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月
	26 日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金は2筆合わせ

	て○○円ということで、借り人は○○さん、鶴園自治会の方でございます。続
	いて 751 番ですが、貸し人が○○さん、平石自治会の方でございます。申請地
	はお目通し願いたいと思います。貸付に関しましては、令和3年2月26日か
	ら令和7年12月14日まで、小作料金につきましては籾で○○俵となっており
	ます。借り人は○○さん、上原自治会の方でございます。続いて 752 番ですが、
	貸し人が○○さん、柴立自治会の方でございます。申請地はお目通し願いまし
	て、貸し付けに関しましては令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、
	小作料金は籾で○○俵となっております。借り人は○○さん、平石自治会の方
	でございます。続いて 753 番ですが、貸し人が○○さん、柴立自治会の方でご
	ざいます。申請地は目通し願います。貸付に関しましては令和3年2月26日
	から令和6年12月14日まで、小作料金は○○円。借り人が○○さん、上柴立
	の方でございます。続いて 754 番から次のページの 767 番でございますが、貸
	し人が○○、麓自治会でございます。あわせて面積が 28,477 ㎡となっており
	ます。貸し付けに関しましては令和3年3月1日から令和12年12月14日ま
	でとなっております。小作料金についてもお目通し願いたいと思います。借り
	人は○○、鳥浜自治会でございます。説明は以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号 749 番から 753 番について、貫見委
	員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい、報告いたします。受付番号 749 号から 752 号までは継続の案件でござ
	いますので、何ら問題はないかと思います。次に 753 号の借り人の○○さんの
	分ですが、これは何年も前から耕作しておられまして、今回、貸し人の○○さ
	んのほうから、新規で利用権設定を結んでくれということで、今回新規で利用
	権設定を結んだということでございます。これも何ら問題はないかと思いま
	す。以上です。
○会長	ありがとうございました。続いて、受付番号 754 番から 767 番について、内
	薗委員の報告をお願いいたします。
○内薗委員	○○さんは若手の茶農家でもあり、園の管理などもしっかりとされておりま
	すので、利用権設定については何ら問題ないと思っておりますので、審議のほ
	どよろしくお願いいたします。
○会長	ただいま、事務局の説明と、担当委員の報告ありましたが、質疑はありませ
	んか。
○徳永委員	○○さんが植えられるのですか。
○折久木書	お茶を植えたのは○○さんです。○○さんのほうがお茶を数年前から辞めら
記	れて、委託も〇〇さんのほうへ全てお任せされておりました。それで今回、利
	用権を結んだということです。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 749 番から 767
	番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
 ○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 749 番から 767 番について
	は原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 768 番から 772
	番について審議いたしますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、ではまず 768 番でございますが、貸し人が〇〇さん、山之口自治会の
	方でございます。申請地はお目通し願いまして、貸付が令和3年3月1日から
	令和7年12月14日までとなっており、小作料金は○○円。借り人が○○さん、
	城ヶ崎自治会の方でございます。続いて 769 番と 770 番ですが、貸し人が○○
	さん、皆倉自治会の方でございます。申請地は2筆ございますのでお目通し願
	いまして、2筆で2,598㎡となっております。貸し付けに関しましては令和3
	年 2 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につき
	ましてはそれぞれ○○円となっております。借り人は○○さん、皆倉自治会の
	方でございます。続いて 771 番ですが、貸し人が○○さん、皆倉自治会の方で
	ございます。申請地はごらんいただきまして地籍のところだけ、5,480 m²のう
	ち 3,000 ㎡が申請となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月
	26 日から令和7年12月14日まで、小作料金が○○円、借り人が○○さんと
	なっております。15ページに移っていただきまして772番、貸し人が○○さ
	ん、皆倉自治会の方でございます。申請地はお目通し願います。貸付に関しま
	しては令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料金が○○円と
	なっており、借り人は○○さんでございます。説明は以上です。
○会長	ただいま事務局の説明がありましたが、受付番号 768 番について、本釜委員
	の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい。768番を報告いたします。○○さんはインゲンや高菜などの栽培をさ
	れております。貸し人の○○さんは○○さんの叔父に当たり、小作料金は○○
	円っていうことです。水利費のみ〇〇さんが支払うということで利用権を設定
	されました。よろしくお願いいたします。
○会長	ありがとうございました。続いて受付番号 769 番から 772 番について、水流
	委員の報告をお願いいたします。はい。
○水流推進	まず、最初に修正をお願いします。私の書き損じかと思いますが、○○さん
委員	の小作料金ですけれども○○円に修正してください。この件は今まで○○さん
	がつくっていらっしゃって、今回、新たに利用権を結びたいということでお願
	いしました。畑から周りまで完璧なほどきれいにされております。なんら問題
	ないと思いますので、よろしくお願いします。
○会長	はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当員の報告ありまし
	たが、質疑はありませんか。
○委員	無し
-	

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 768 番から 772
	番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 768 番から 772 番について
	は、原案のとおり許可することに決定しました。続いて、受付番号773番から
	779番について審議いたしますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明いたします。773番から775番ですが、貸し人が○○さん、
	令和自治会の方でございます。申請地は3筆ございますのでお目通し願いまし
	て3筆で8,352 m²となっております。貸付に関しましては令和3年2月26日
	から令和5年12月14日までとなっており、小作料金につきましては、字河ノ
	下 6,333-3 が○○円、残りのほう 2 筆は○○円となっております。借り人は○
	○さん、才原自治会の方でございます。続いて 776 番と 777 番でございますが、
	貸し人が○○さん、鹿児島市の方でございます。申請地につきましてはお目通
	し願いまして、2筆で10,266 m²となっております。貸し付けに関しましては、
	令和3年2月26日から令和12年12月14日までとなっており、小作料金につ
	きましては○○円と○○円となっております。借り人は○○さんでございま
	す。続いて 778 番ですが、貸し人が○○さん、中村自治会の方でございます。
	申請地はお目通し願います。貸し付けに関しましては令和3年2月26日から
	令和7年12月14日まで。小作料金が○○円、借り人は○○さん、中村自治会
	の方でございます。779番ですが、貸し人が○○さん、中村自治会の方でござ
	います。申請地はお目通し願いまして、貸付に関しましては令和3年3月1
	日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金が○○円。借り人が○○さんでご
	ざいます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号 773 番から 777 番について、竹原委
	員の報告をお願いいたします。
○竹原推進	借り人の○○さんは野菜等を中心に営農されております。圃場もきれいに管
委員	理されており、利用権設定に関しては何ら問題ないと思います。
○会長	続いて、受付番号 778 番から 779 番については、折小野推進の報告をお願い
	いたします。
○折小野推	778番と779番ですがこの案件は、場所は田代郵便局から行ったところの、
進委員	中村集落内でございます。川沿いのところです。○○さんは育成牛を中心とし
	た畜産をしていらっしゃいます。認定農業者でもあって、真面目に若いながら
	一生懸命やっておられます。畔払いもよくして、放置されている田んぼ、畑は
	今のところは一切ありません。何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろ
	しくお願いします。
○会長	事務局の説明並びに担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 773 番から 779
	番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号、773番から779番につい
	ては、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 780 番から
	788 番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは 780 番から 783 ですけれども、貸し人が○○さん、中尾自治会
	の方でございます。申請地は4筆ございますのでお目通し願います。4筆合わ
	せて 5,593 ㎡でございます。貸し付けに関しましては令和3年2月26日から
	令和7年12月14日まで、小作料金は○○円となっております。借り人が○○
	さん、東中郡自治会の方でございます。ページをあけていただきまして 784
	から 787 ですが、貸し人が○○さん、大原自治会の方でございます。申請地が
	4 筆ございますのでお目通し願いまして、4 筆で 15,075 m²となっております。
	貸し付けに関しましては令和3年2月26日から令和6年12月14日まで、小
	作料金は○○円、借り人は○○、肝付町でございます。次に 788 番ですが、貸
	し人が○○さん、鹿児島市の方でございます。申請地はお目通し願いまして、
	貸付に関しましては令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料
	金が○○円。借り人は○○さん、川南自治会の方でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号 780 番から 787 番について、横原推
	進委員の報告をお願いいたします。
○横原推進	はい。説明いたします。780番から783番につきましては、○○さんが貸し
委員	人ですが、高齢で以前から○○さんが耕作をされていました。今回正式に契約
	をするということで申請をいたしました。○○さんにつきましては認定農家で
	もあり、耕作されている茶園もきれいに管理されているようでございますので
	何ら問題はないのではないかと思います。よろしくお願いいたします。次の
	784番から787番ですが、○○さんが耕作されていた茶園です。最近、2、3
	年放棄されており、今回、○○さんが借りることになりました。○○さんは最
	近入ってこられた方ですが、借りられているところもきれいに管理をされてお
	られるようですので、何ら問題はないのではないかと思います。審議のほどよ
0.4 =	ろしくお願いいたします。
○会長	続いて、受付番号 788 番について、弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指推進	はい。報告申し上げます。788番の〇〇さん。これは今まで、お父さんの、
委員	あれで、〇〇さんが借りられていたんですが、借り賃の入金をしようとしたら、
	お金を振り込めなかったということで、今回、息子さんと契約を結ばれました。
	よろしくお願いします。
○会長	事務局の説明並びに担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 780 番から 788
	番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 780 番から 788 番について
	は原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 789 番について
	審議しますが、関係者である○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説
	明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは説明をいたします。789番でございますが、貸し人が○○さ
	ん、木場自治会の方でございます。申請地はお目通し願いまして、貸し付けに
	関しましては令和3年2月26日から令和5年12月14日までとなっておりま
	す。小作料金につきましては籾25キロを○○俵となっております。借り人は
	○○さんでございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、内薗推進の報告をお願いいたします。
○内薗推進	はい、789番の管理人の○○さんですが、ご存じのとおり農業委員でもござ
委員	いますし、圃場もきれいにされており何ら問題ないかと思いますのでよろしく
	お願いします。
○会長	はい、ありがとうございました。説明並びに担当委員の報告ありましたが、
	質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。受付番号 789 番について
- 4	は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番789番については原案のとおり
	許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。続いて受付
	番号 790 番から 797 番について審議いたしますが、関係者である○○委員の退
	席をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
○事務局長	はいそれでは説明いたします。790番から797番ですが、貸し人は○○さん、
	中尾自治会でございます。申請地につきましては、8筆ございますのでお目通
	しを願いまして、8 筆で 10,730 m²となっております。貸し付けに関しまして
	は令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料金は○○円となっ
	ております。借り人は○○さん、東中郡自治会の方でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。受付番号 790 番から 797
	番については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し

異議なしと認めます。したがいまして受付番号790番から797番については、 原案のとおり決定しました。ここで横原推進委員の入室を認めます。以上で令 和3年2月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

番

番

議事録調整者